

（ 令和 8 年 月 日
大洲市要綱第 号 ）

大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給要綱の制定について
大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 日提出

大洲市長 二 宮 隆 久

大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、物価高騰が長期化する中、光熱費や食材費高騰の影響を著しく受けながらも、サービスの提供を維持しながら運営を続けている児童福祉施設等、障がい福祉施設・事業所等、高齢者福祉施設・事業所等及び救護施設を支援するため、予算の範囲内において大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することとし、給付金の支給に関してはこの要綱の定めるところによる。

（支給対象施設）

第 2 条 支給対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 光熱費高騰分の支給対象施設 大洲市内に所在し、令和 8 年 4 月 1 日時点で運営中の別表に掲げる施設
- (2) 食材費高騰分の支給対象施設 前号に該当し、かつ、令和 7 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの毎月又は特定の月に、食材費の全部又は一部を負担し、食事を提供した施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は支給の対象外とする。

- (1) 大洲市暴力団排除条例（平成 2 3 年大洲市条例第 2 2 号）第 2 条に規定する暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が設置する施設
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）に未納がある者（法人を含む。）が設置する施設
- (3) 前 2 号のほか、本給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める施設
（給付金の額）

第 3 条 給付金の額は、別表に基づき支給する。

（支給回数）

第 4 条 給付金の支給は、1 施設につき 1 回限りとする。

（支給申請）

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、給付金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項において支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給決定取消通知書（様式第4号）により、速やかに対象者へ通知するものとする。

(給付金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に給付金を支給しているときは、大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金返還通知書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 給付金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、給付金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年12月28日をもってその効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により支給決定した給付金に係るこの要綱の規定については、同日以後もその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

単位：千円

種別	支給対象施設	サービス種別	支給単価
児童福祉施設等	入所施設	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム (定額 + 令和8年3月末の利用者数による加算)	280 12/人
		幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設 (定額 + 令和8年3月の平均利用者数(小数点以下切り捨て)による加算)	130 4/人
	通所施設	児童厚生施設、放課後児童クラブ	130
	その他	里親(委託を受けている世帯に限る。)	80
障がい福祉施設・事業所等 ※基準該当、共生型障害福祉サービス事業所を含む。	入所施設	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所、医療型障害児入所、短期入所施設 (定額 + 令和8年3月末の利用者数による加算)	280 12/人
	通所施設	療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター (定額 + 令和8年3月の平均利用者数(小数点以下切り捨て)による加算)	130 4/人
	その他	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援施設	80
高齢者福祉施設・事業所等 ※医療機関のみなし指定を除く。	入所施設	短期入所生活(療養)介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定入所者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス (定額 + 令和8年3月末の利用者数による加算)	280 12/人
	通所施設	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 (定額 + 令和8年3月の平均利用者数(小数点以下切り捨て)による加算)	130 4/人
	その他	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護タクシー、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与	80
救護施設	入所施設	救護施設 (定額 + 令和8年3月末の利用者数による加算)	280 12/人

(注) 法令等に基づき、国、県又は大洲市が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。

5. 誓約事項

- (1) 大洲市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (2) 市税(国民健康保険税を含む。)に未納がないこと。
- (3) 支給対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、速やかに給付金を返還し、支給を受けた団体名、代表者氏名及び所在地等の情報を公表されること。

<p>大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金を申請するにあたり、上記の事項について誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切の異議を申し立てません。</p> <p>住所 _____</p> <p>法人名 _____</p> <p>代表者職氏名 _____</p>	<p>誓約する場合、 以下に✓を記入</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></p>
---	--

※誓約のチェックがなければ、申請書を受け付けることができません。

6. 提出書類

- (1) 申請書(本紙)
- (2) 振込先の通帳の写し(「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人(フリガナ)」が読み取れるもの(通帳の表紙裏側のコピーなど))
- ※電子メールによる申請の場合、写真データ等で可

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大洲市長

（公印省略）

大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付で、支給申請のありました大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金は、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不支給の理由：

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大洲市長

（公印省略）

大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給決定取消通知書

年 月 日付で、支給決定した大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金は、下記の理由により当該決定の（全部又は一部）を取消したので通知します。

記

1 取消の事由

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大洲市長

（公印省略）

大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金返還通知書

年 月 日付で、支給決定を取消した大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金は、下記により返還するよう通知します。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返 還 先 （大洲市公金口座）